

木曾川上流支派川改修と土地改良 —近代水系基盤形成のための連携構築プロセス—

出村 嘉史¹

¹正会員 岐阜大学准教授 工学部社会基盤工学科 (〒501-1193 岐阜市柳戸1-1)
E-mail: demu@gifu-u.ac.jp

木曾川上流支派川改修事業は、その後の中小河川改修事業へつながる河川整備史の中で画期的な出来事であったのみならず、それまで輪中によって構成されていた水利慣行を乗り越えて、一つなかりに管理される近代的な農業水利系統へ地域を転身させた事例である。広大で理詰りなプランが県の技師によって作成されたことを契機に組織の統合的動きがはじまるが、既存組織の連携によって無理のない系統を新たに形成する方針へシフトした。この間に地主層は、因襲の問題を脱し難かった状況から、上流及び下流が連合して全域にある程度の責任を持つ姿勢へ転換している。本研究はこの事象を対象とし、広域的な水利のシステム形成において、関係人物とその動きを整理し、彼らが大きな組合の連合による基盤づくりへいかにして移行することができたのかを解明する。

Key Words : *improvement of agricultural channels, river improvement by prefecture, the Kiso River*

1. はじめに

本研究が対象とするのは、木曾川と長良川に挟まれた耕地および市街地の一連の水利系統を形成した1920年代にはじまる改修事業であり、その後に農地だけではなく市街地形成とも密接な関わりを持つ基盤づくりに着目する。大正末期から昭和初期にかけて実施された岐阜県における一連の土地改良事業は、それまでの輪中単位の狭域的な水利形態を脱して、1万町歩を越える広大な土地において複数の水系を有機的に結び付けるシステムを、紆余曲折を経ながらも形成させた。対象とするのは、行政区域でみれば、当時の岐阜市および稲葉郡にあたるエリアであり、岐阜県の手がけた広域な土地改良事業の対象地のうちでも主要な部分である(図-1)。呼び名が定まらないので、本稿では「岐稲エリア」とする。その基盤づくりそのものが、水利慣行などの近世的輪中文化から流域的水管理への困難な移行作業であり、地域の近代化の過程を捉えることができる。そして後には、隣接する岐阜市街地の発展の基盤となることから、都市域の近代化の過程を解明する礎となることも期待できる。

農業が卓越する同エリアにおいては、治水と利水の両面、すなわち用排水改良事業や支派川改修事業など、一連の水の流れに関連する事業を一つの視野に入れて考察する必要がある。同様の視点は、いくつかの既往研究によって示されている。玉城ら¹は、主として農業行政に

よる土地改良の視点から、明治期には、水利組合条例(1890)や水利組合法(1908)によって認められた水利慣行と、河川法(1896)によって描かれた公水主義とが並列したことによる困難があったことを指摘している。安井は、内務省と農林省(1925までは農商務省)の間で対象事業の範囲を調整する権限整備と呼ばれた動きに着目し、中小河川改修に対する補助制度の詳細を明らかにした²。特に中小河川改良事業の盛んだった愛知県に焦点を当て、愛知県の技師は、目的の異なる両省の補助制度を活用して、協調的に整備を進めていたことが示される。こうした権限整備については、農業土木学会³でも注目されてきた題材であり、農林省と内務省の協調関係から競合関係へ変化する経緯がまとめられている。しか

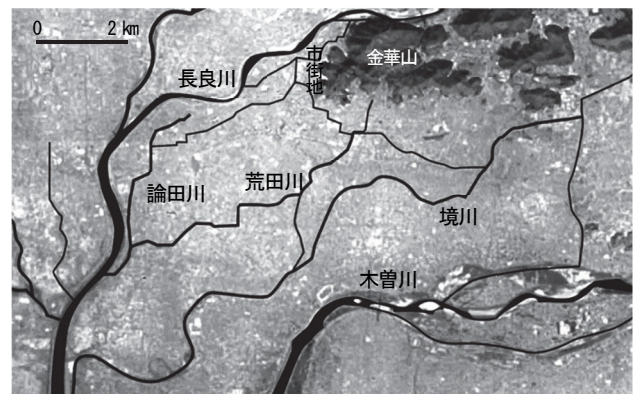


図-1 現在の岐稲エリア

し、大正末期から昭和初期にかけて出来上がった一連の治水・水利システムの形成経緯は、単に治水か利水、あるいは前近代的か近代的の二項対立では捉えきれず、それらが相互に絡み合う複雑な動きをしており、その全貌を捉えることはいずれの文献を通してでも容易ではない。

近代史の研究において同様のスケールの事象は、例えば服部⁹⁾によって焦点を当てられており、そこでは淀川流域における水利土木の展開を題材として、形成される近代国家の政策が、水利慣行に変化をもたらし、末端における地域住民へどのように作用するのかを本題にした。土木史的な観点では、権力の形成と行使の問題よりも、利害関係を共有する領域を拡大させて上記の壮大なシステムがどのような立場の間で形成されてきたのかへ焦点を当てたい。地域の骨格を形作るような大きな事業は、必然的に関係主体が多様に組み込まれるものであり、一方的な立場を主張するような無理な計画は不可能であるからであり、本対象事象でもその不可能性は問題となる。

また、それまで行われていなかった全国の府県が扱う中小河川改良事業へ国庫からの補助がされるようになったという昭和初期に起こった当時として画期的な事象は、本研究が対象とする支派川改修事業の試行錯誤こそが前提となっていたという事実¹⁰⁾は重要であり、同時代の基盤形成を描くための軸となるべき視点を提示している。

本研究では木曾川上流の支派川改修事業に主眼を置きながら、第一にそれが対象とする広域的な水利のシステム形成において実質的に関わる立場とその動きを整理し、その上で、小さな閉じた社会が並列する状態から、広域にわたり利益を共有する大きな組合の連合による基盤づくりへ、いかにして移行することができたのかを解明することを目的とする。

2. 資料の解題と関係する立場の整理

本研究は、上記の岐稲エリアにおける水利事業の構成を通時的に解釈する視点を得るために、多視点的かつ分散的に遺されている文献資料を収集・解読し、整理することを主たる手段とする。その際に、用いる資料がどのような立場によって、どのような意図で作成されたのかを確認すること、すなわち文献資料の解題が、関係した諸立場を明らかにする作業となる。収集して用いた主要な資料を表-1に一覧する。

第一に、農業基盤としての土地改良の視点を主とする立場がある。農林省の『大正以降土木史』⁹⁾ (1941年頃)には、「かんがい排水」事業として、事業費の半額を国が補助する用排水幹線改良事業(1923年以降)の発端やその意図が記されている。同時に岐阜県における輪中地域の排水改良事業が注目され、用排水幹線改良事業のよ

表-1 本研究に用いた主要文献資料一覧

年	タイトル	著者・編集者
1932	土木概況	岐阜県内務部土木課
1933	岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況	大野勇
1933	木曾川上流改修工事概況	内務省名古屋土木事務所
1934	岐阜県用排水改良事業要覧	岐阜県内務部
1934	岐阜縣治水史	岐阜縣
1937	岐阜縣耕地事業沿革史	岐阜県耕地協會
1941	大正以降土木史	農林省
1969	木曾三川の治水史を語る	木曾川上流工事事務所
1980	内務省史	大霞会
1980	農林水産省百年史	農林統計協会
1980	木曾川水系農業水利誌	東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所, 社団法人農業土木学会

うな広域の調整は、輪中の小聚落に閉じた利害意識と対立する困難にも言及している。その概要は『農林水産省百年史』⁹⁾ (1980)にも示され、従来の農業水利慣行や新たな発電水利など複雑な利水との競合の問題が根底にある中で、食糧自給・耕地開発などによる食糧生産の安定を図り、大規模な土地改良事業に取り組んだが、河川管理の一元化を図る内務省と対立することになったと解釈されている。一方で県における農政的立場で編纂された『木曾川水系農業水利誌』(1980)⁷⁾では、農林省は内務省と激しく対立したものの、用排水幹線改良事業は内務農林両省の協調関係の中で成立したものであったことを、両省の資料を用いて示している。さらにこれに先立つ農業水利調査(1920年以降)に焦点を当てて、その後の計画に与えたインパクトの大きさを描いている。

次に、木曾川・長良川・揖斐川を分流した木曾川下流改修工事に続く、木曾川上流改修工事に関連付けられた内務省の立場がある。農林省に5年遅れて内務省が国庫による半額補助を実現した支派川改修事業(1928年以降)が焦点となる。『木曾川上流改修工事概況』⁸⁾ (1933)には淡々とその成果のみが述べられているが、顛末の概要は『内務省史』⁹⁾ (1980)に描かれている。ここでは、内務大臣が委員長であった治水調査会(特に1921(大正10)年の第2次治水計画のための臨時治水調査会)が一つの契機となったことや、用排水幹線改良事業として行われる傾向にあった府県による河川整備に対して、内務省が半額補助の権限を勝ち取り農業水利との間の権限の調整に尽力したことが述べられる。そして木曾川上流改修工事の附帯事業として、支派川整備へ全国初の国庫補助のしくみを整えたことが、1932(昭和7)年以降の時局匡救(産業振興)土木事業として始められる全国における中小河川改良事業へつながったことに重点が置かれて記述される。

こうした権限争いの過程で、内務省土木局の河川整備に関する立場を明確にし、広く国民に対して「啓蒙」する必要から、河川課が雑誌『水利と土木』（1928年以降）を発刊する¹⁰⁾。『水利と土木』は、土木局の技師や担当官らが実施している事業内容やその考え方を共有する場となったばかりではなく、府県の河川事業に携わる技師や担当職員が参加するコミュニティとなった。本研究との関わりでは、土木局河川課長や内務次官ら、岐阜県土木課長などが、それぞれの立場で顛末を説明している。いずれも中小河川改良事業が制度化して河川行政が復権するまでの苦難と獲得の喜びがよく伝わる資料である。

こうした動きと関連しながら当事者としての緊張感をよく示す立場として、県の官吏や組合がある。その内実を伝える資料として『岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況』¹¹⁾ (1933, 以後『岐稲組合概況』とする)が重要である。これをとりまとめた大野勇は、本研究で焦点を当てる一連の支派川改修に、継続して関わった人物である。大野の経歴¹²⁾は、1897(明治30)年に岐阜県内務部にて農務係と商工係を兼任するところから始まり、1899年県の技手となり、1915(大正4)年以降に益田郡長、郡上郡長、揖斐郡長、安八郡長、稲葉郡長と同県の郡長を歴任した後に、1926(大正15)年には岐阜市と稲葉郡が共同して設立する岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合(以後、岐稲用排水組合とする)の創立委員となり、これが成立した際には主事となる。同時に、各務用普通水利組合、加納輪中水害予防組合、荒田川開門普通水利組合、境川普通水利組合、大江川普通水利組合のそれぞれ主事を務めた。これらの組合の目的となっている事業こそが、本研究で焦点を当てる支派川改修事業や用排水幹線改良事業である。様々な立場に関する記録を一冊に収録した『岐稲組合概況』は、従って、現場において一連の事業の中心にいる当事者が同時代中に書き残したものと認められ、優れた史料であるといえる。

岐阜県が編纂した『岐阜縣治水史』¹³⁾ (1953)には、治水に関する土木事業の側面から編集され、木曾川上流改修工事や支派川改修事業が詳細に取り上げられ、組合からの陳情の様子などについて同時代的資料が得られる。これに対して『岐阜縣用排水改良事業要覧』¹⁴⁾ (1934)および『岐阜縣耕地事業沿革史』¹⁵⁾ (1937)は、農林省と関わる用排水幹線改良事業などの土地改良事業の側面から編集されている。特に『岐阜縣治水史』と『岐阜縣耕地事業沿革史』はどちらも当時の優れた郷土史家である森義一を編集長にしているが、同じ対象に対して互いに異なる立場から編集しているために両者を比較しながら事象を理解しないと全貌は掴みづらい。

以上より、本研究で対象とする河川整備および用排水整備に関わる立場は、次のように把握される。すなわち、補助を含めた制度を整備する内務省・名古屋土木出張所

表-2 史料の編集立場

	国	岐阜県内務部	組合
土木系	内務省土木局 ・水利と土木 ・内務省史 名古屋土木出張所 ・木曾川上流改修工事概況	土木課系 ・岐阜縣治水史 ・土木概況 ・水利と土木(への寄稿)	・岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況 ・その他の組合誌
		農林省 ・大正以降土木史 ・農林水産省百年史 農林水産省東海農政局 ・木曾川水系農業水利誌	

と農林省(農商務省)の立場、それらの実施部門として岐阜県内務部(土木課, 1926年7月より耕地課成立)の立場があり、さらに水利組合(水害豫防組合と普通水利組合)の立場がある(表-2)。これらの動きをそれぞれ示す資料からは、互いの立場を越えて混然一体となって進められている様が把握されるが、その状態を細部に至るまで網羅的に記した組合の立場による資料は全く複雑であり、一方で国や県のレベルにおいて各専門的立場に切り分けて記述される場合には、当時として当然共有されている全体像が不可視になっていることが、現象の把握を難しくしている。以下の章では、これらの立場を確認しつつ、全体的な現象を記述する。

3. 用排水幹線改良事業計画を巡る動き

(1) 水利組合の林立

明治末期から昭和初期に至る時代における地方農政に関して前提となる制度とその背景については、服部¹⁶⁾の研究に明快に説明されている。すなわち、1888(明治21)年に市政町村制の実施によって地方自治の組織が制度化すると、それまで旧村を土台として組織化されていた水利土功会が維持できなくなり、新たな地方制度に対応した行政組織とは対象とする範囲の異なる別個の水利組織が必要となった。1890(明治23)年に水利組合条例が制定され、用排水を担当する普通水利組合と堤防施設などの水害防御を目的とする水害予防組合(これらを総称して水利組合という)が全国に形成される。さらに1908(明治41)年には法人としての水利組合の設立を認めた水利組合法が制定され、組織に独自の財政基盤を持つことが可能になって事業の推進力が強化された。一方で日清戦争後の1899(明治32)年に制定された耕地整理法は、耕地の形状を共同で整理して耕地利用を効率化させることが目的とされていたが、日露戦争後の1905(明治38)年に改正されて、食糧生産を一層強化するため、灌漑排水施設の整備による生産性の向上を目指すようになる。1909(明治42)年には全面改正され、法人としての耕地

整理組合による灌漑排水事業による土地改良が目的化し、事業完了後の管理は市町村か水利組合に引き継ぐかそのまま普通水利組合となることが規定された。

岐稲エリアでは、1899(明治32)年に加納輪中水害豫防組合¹⁷⁾(以下、加納輪中組合とする)が設立され、大江川普通水利組合(1900, 以下大江川組合)¹⁸⁾、荒田川閘門普通水利組合(1902, 以下荒田川閘門組合)¹⁹⁾が続けて設立、認可されている。同地域では1893(明治26)年、1896(明治29)年に「最大」あるいは「空前」と表現される大水害を被っており、その他にも毎年のように死者を出す氾濫を経験している²⁰⁾。組合の目的として施設(堤防や水利、特に排水)の維持の他、整備事業が掲げられており、その対象箇所ごとの施設改修が目論まれていることが分かる。1919(大正8)年の『岐阜県稲葉郡統計要覧』²¹⁾の「水利組合費」の項目には、稲葉郡内の水利組合として、「加納輪中(水害豫防)・大江川普通・荒田川閘門普通・各務用水・境川用水・則武輪中(水害豫防)・百曲堤(水害豫防)・笠松以東」の名称の記載があり、周辺に林立する組合の存在が確認できる。

木曾川下流改修工事が1911(明治44)年に竣工すると、周辺の地主層は、続いて実施されるはずの上流改修工事に堤内の農地における排水改良が含まれることを期待した。一例を示せば、加納輪中組合は「長良川上流改修工事施行ノ際ニハ必ず附帯工事トシテ我ガ加納輪中悪水ノ改修ヲ施行」して欲しい旨の意見書を内務大臣へ提出している²²⁾。加納輪中組合の目的としては、長良川及びその支流の境川の堤防の維持が主たるもの²³⁾だが、組合領域内の悪水排除はそれにもまして深刻な問題とされた。この時期、木曾川の流路変更なども含めて、排水経路の提案が組合レベルで行われているが、一方の輪中による案は他方の輪中に不利であり、実現は容易ではなかった。

(2) 第二次臨時治水調査会の決議

第一次世界大戦後の日本において、食糧自給体制を強化することの緊急性が米騒動(1918)で顕在化し、開墾や土地改良が重要な課題となっていた。その頃から農村の地主層を支持基盤とする政友会の内閣(原・寺内)が政権を執っていたことも、農政重視の理由となる。1920(大正9)年には、大面積の集団農地に対して灌漑排水を改善することを意図し、各地方長官へ「農業水利改良計画に関する通達」が出された。これに基づき農林省から調査班が地方へ派遣され、国直轄で不良の原因を調査して改良計画を立案し、その経済効果が推定された²⁴⁾。

同じ頃、1917, 18, 21(大正6, 7, 10)年には再び全国的な大水害を経験したことで、勅令により1921年1月に内務大臣を会長とする臨時治水調査会が設けられた。同調査会は1910(明治43)年に続く2度目の臨時調査会である。1度目の臨時調査会では、1911年以降の国が直

轄で改修する河川の諸計画(いわゆる第一次治水計画)がたてられ、直轄河川を対象に補助する工事は国が直接施行する方針で実施された。一方で1921年の調査会によって立案された、いわゆる第二次治水計画は、直轄工事拡大、国庫補助率引き上げ、河川行政の連絡統一が企図された他、農業水利改良に関する件が加えられた²⁵⁾。

特に「治水ノ効果ヲ挙グルニハ河川改修、砂防工事ト共ニ、農業水利ノ改良ヲ併セテ行フヲ必要トス、政府ハ今回ノ計画ニ伴ヒ、農業水利ノ改良ニ関スル方法ヲ確立シ、治水効果ヲ完カラシムコトヲ望ム」ことが決議され、これが会長である内務大臣(床次竹次郎)から農省務大臣(山本達雄)へ提出された。同年の耕地主任官会議では農商務省食糧局長は、内務省の河川改修計画とともに農業水利改良計画を調査立案することを指示している。そして1923(大正12)年には、食糧局長から「用排水改良事業ニ関スル通牒」が通達された。同通牒に含まれる「用排水改良事業補助要項」により、受益面積500町歩を越える大規模灌漑排水事業を対象に事業費の半額に国庫補助金を支給することが示された²⁶⁾。これにより、全国に用排水幹線改良事業が急速に推し進められた。

岐稲エリアでは、1920年に「大局ニ着眼シテ即チ大同ヲ取り小異ヲ捨テ、事業ニ協賛シ千載一遇ノ此ノ好機ヲ逸セザル」という考えに基づいて、2,200町歩の耕地整理を企図した調査が実施されていたことが、当時の竹内稲葉郡長により記されている²⁷⁾が、始められた「農業水利改良計画」のための農業水利調査であると考えられる。

一方で、1921(大正10)年に開始された木曾川上流改修事業には、支派川の整備が含まれていなかった。悪水改良を期待していた地主層に配慮して、名古屋土木出張所所長の前川貫一技師は、同年11月初旬に稲葉郡とその下流にあたる羽島郡に対して、両者共に利益を得る腹案が内務省にあることを匂わせながら、因襲に従うことを辞めて両郡の間や輪中間の隔たりを越えるように再三説いている²⁸⁾。同月の県会は、木曾川上流改修に次ぐ支派川改修事業を計画するに至り、15ヶ年継続事業として河川改良事業の経費8,000,000円を支出することが決定された。うち3,241,000円が「支派川改修其他附帯事業支出金」、14,000円が「水利調査費」として計上された²⁹⁾。

(3) 用排水幹線改良事業の構想と組合の統合

先に見た水利組合が取り組みたい支派川改修は、河川改修であると同時に、この用排水幹線改良事業の範疇に当て嵌まり、事業費の半分が国庫補助されることは当時利用可能な最大の国庫補助制度となり、実施に対して大きなインセンティブになったものと思われる。この獲得を狙ったのか、1924(大正13)年12月に、岐阜県内務部技師の吉良巖が「私案」として「木曾長良川間ノ改良事業計画」を発表した(図-2³⁰⁾)。

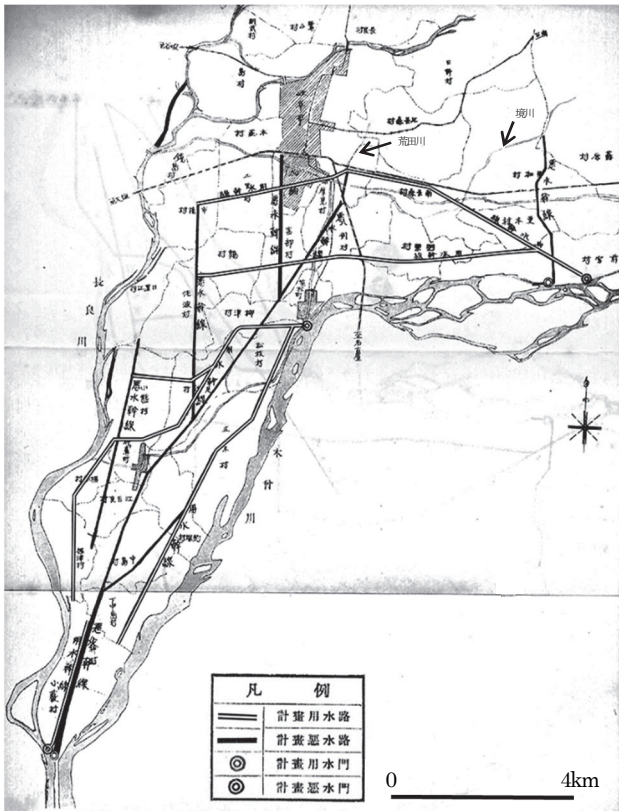


図-2 吉良技師の初期計画案 (一部強調)

この計画の内容については、図-2の図面以外は遺されていないが、明快に描かれたこの図から、以下の通り多くの情報を読み取ることができる。同計画は徹底した用排水の幹線整備計画を目指しており、個別の輪中の範囲を超えた大きな灌漑地に対して、用水幹線とこれと明確に区分された排水幹線をそれぞれ新たに建設し、全ての耕地に遍くこれらを行届かせることを目論む構成となっている。それまでこのエリアに対して用水を供給するのは、用排水兼用とされた荒田川と境川（どちらも水源はエリア内の丘陵地）の他は、長良川から引水する忠節用水のみであったが、吉良の案は、必要な用水は2箇所の用水門により全て木曾川から取り入れるものだった。さらに、丘陵地から集水して氾濫を起こしやすかった境川に対しては、境川上流から木曾川へダイレクトに至る悪水幹線（放水路）を設け、水量を減らして安定した境川の流路を付け替えて全体の悪水幹線を建設し（岐阜市街地からの排水も含む）、下流の一箇所（羽島）で長良川へ排水することになっていた。木曾川下流改修工事（長良川を含む）後は、長良川の河床が低下し忠節用水の取水が困難になっており³¹⁾、これに依らない方針を選択したものと考えられる。

年が明けた1925（大正14）年1月に大野勇稲葉郡長の呼びかけにより、それまで広域連合の治水会を組織していた（が継続的に運営できていなかった）上松泰造貴族院議員と、加納輪中普通水利組合・荒田川閘門普通水利

組合・大江川普通水利組合が一同に会して協議会を開き、吉良技師の案を「最も地方に適切なる案」と位置付けた。そして実施準備をするために同年3月に稲葉治水会を組織する。ここに、岐稲エリアの24町村と、加納輪中組合・荒田川閘門組合・大江川組合・論田川組合・荒田川組合が連携した。ただし、岐阜市および羽島郡は含まれていない。同月末に大野勇・武藤嘉門（代議士）・石樽敬一（県会議員）・玉田源太郎（岐阜市助役）・林茂（茜部村長）らが上京して農林省に陳情したことをはじめ、同組織による県および国の部署への運動により、農林技師・内務技師・県内務部長・知事らの頻繁な調査・視察が実施された³²⁾。

しかし吉良の同案はすぐに頓挫した。ひとつには排水口を担う羽島郡はそれまでも湛水害に苦しんできた経験から納得しなかったことがその理由である。さらに1924（大正13）年8月に木曾川に竣工した大井ダムが下流の水量を不安定にしたことから、下流にある宮田用水に対し大同電力が対策の費用を補償し、取水口が強化された³³⁾。そのために、その下流で取水する計画であった吉良の案は現実性が低くなった。結局、同年6月までに視察・調査してきた内務省前川技師と農林省川原・酒井両技師らが共に「経費ノ莫大ナル堤塘用ノ土ヲ得ル能ハザル 協議成立ノ困難ナル 寧ロ他の案ニ依ルヲ可」とすると判断するに至る。すなわち、長良川から引水する既存の水路や小河川を維持したまま利用し、流域で連携して改善する方針へ転換された。

新たな計画が再び吉良技師を中心に作成されることとなった。これにより、それまでの稲葉郡治水会には加わっていなかった羽島郡東部と岐阜市（木曾川から引水する吉良の当初案では特段利がなかった）が加わる長良川左岸の関係者が1925（大正14）年6月に会合し、中部水利会が設立された。新たな用排水改良事業は、同年8月までに概ね出来上がり、同年10月には、羽島郡中部水利組合の領域も加えて、岐阜県中部水利改良会となる³⁴⁾。この組織は、長良川右岸の川北水害豫防組合の区域も加え、1927（昭和2）年4月に長良治水会と改称した³⁵⁾。

この治水会の運動に支えられて、1926年（大正15）年1月に稲葉郡長大野勇と岐阜市長松尾国松の連名により、広域を束ねて地元負担分の事業費を負担する普通水利組合の設立が、知事へ具申され、同年3月に認められて岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合が成立する³⁶⁾。先に見た長良治水会は、同水利組合が成立した後も、こうした運動の母体となった。

4. 事業の展開

1925（大正14）年8月、用排水幹線改良事業の国庫補

助と県費から支出できるよう事業が二分割された。一つは、岐稲エリア全体に亘る排水の容量を減らすために、当初案より継承された、境川上流から木曾川へ放水する「境川切落」である(第一期事業)。もう一つは岐稲エリア全体に亘る排水路の整備であった(第二期事業)³⁷⁾。

第一期事業については、地元の運動の結果、1926(大正15)年4月に農林省から40万円の補助が、次いで同年6月に内務省から20万円の補助が決定した。この間5月に内務省土木局長から県に対して、支派川改修調査に関する件の照会があった³⁸⁾。農林省の補助のみで支派川改修が実施されることに対する牽制的な動きであると考えられる。内務省は、内務省が実施中の長良川改修によって本川の水位が上がるため岐稲エリアから長良川への排水が困難になるが、もしこの事業を実施しなければ必要になる機械排水などの設備費の2/3として試算した額として20万円を補助する決定をした³⁹⁾。第一期事業は、県内の体制づくりなどに時間がかかり、着手が1928まで遅れるものの、その後着実に竣工へ至る。

新計画案の主要部分である第二期事業の詳細な設計は、当初農林省の技師によって主導された。1927(昭和2)年8月に、第二期計画のために加納町に事務所が設置され、11月までの間に調査・設計作業が集中して行われた。農林省から技師3名・技手2名、岐阜県から技師2名・農林技手2名・農業手2名、岐稲組合から技手1名・事務員が派遣されてこれに従事している⁴⁰⁾。同年11月の新聞記事は、既に決まっていた第一期の境川放水路も含めて計画の内容を以下のように伝えている⁴¹⁾。

排水路改修 用水路新設案 総事業費二百八十萬圓

木曾、長良、兩三大川に介在せる岐阜市の東南方一帯より羽島、稲葉の一市三町三十二村、一萬一千町歩にわたる擴大な地域の錯綜きまりなき(ママ)境川その他主要排水路の大改修と用水路の新設事業計畫案はいよなり十日岐阜市役所に關係代表者七十餘名會合決定した、總事業費は二百八十萬圓に達し

境川放水路百萬圓、荒田川上部放水路費五萬圓、荒田川中流放水路費二十萬圓、荒田川下流排水費三十五萬圓、論田川延長費十萬圓、逆川排水費四十萬圓、羽島用水路費七十萬圓、境川口縮切樋管費内務省施行

右の内二十五萬圓を關係區域の負擔とし、その他は國縣の補助をもって充當するもので、工事は縣直營として十五年度より第一期第二期に分ち施行するはずで、…(中略)…白根知事に對し、工事施行の申請書を提出することに決し、これが準備のため二千五圓を計上可決した

一方、上述の1926年5月における内務省の照会以降、岐阜県は国庫補助事業の支派川改修として同事業を実施することに希望(県は「国庫補助の曙光」と表現している)を持つ。同年のうちに長良治水会により水利組合51団体の連合で支派川改修費国庫補助の陳情書を提出すると同時に委員が上京して陳情し(6月・7月)、県会決議

による同様の意見書(12月)が続けて提出された⁴²⁾。翌1927年4月28日の長良治水会でも、「支派川国庫補助ニ關スル陳情書ヲ内閣總理・内務・大藏三大臣及内務省名古屋土木出張所へ提出スルコト」という決議がされており、さらに各所へ支派川改修費国庫補助の陳情書を提出すると同時に委員が毎月のように上京し運動する⁴³⁾。

1927(昭和2)年6月の県知事から出された同補助に関する上申では、境川(大江川、荒田川、論田川)に加えて長良川掛斐川の支派川にあたる・鳥羽川・犀川・粕川・三水川・水門川・津屋川・杭瀬川・牧田川の改修費として計9,049,200円が必要である旨が伝えられた。その結果、ついに同年11月、知事が示した額の半分にあたる4,524,600円の国庫補助が閣議決定され、岐阜県へ伝えられた⁴⁴⁾。翌1928(昭和3)年5月の第55回帝国議会において、犀川ほか2河川の改修を木曾川上流の附帯工事として半額にあたる2,410,450円を国より補助する予算が成立し、さらに12月の第56回帝国議会において境川など残りの支派川改修に対する補助2,114,150円が認められた⁴⁵⁾。結果として、昭和3年以降十ヶ年の継続事業費として、知事が求めた通りの国庫補助を得た。

こうして広く流域を捉える視点を心得、それぞれの改修が関連を持つシステムとして組まれたために、施工順序は合理的な特色を持つものとなった。結果を示せば、この施工期間および財源は、表-3のようにまとめられ、実施された施工箇所を図示すると図-3のようになる⁴⁶⁾。

既存の河川を最大限に利用するため、下流における排水の容量を計算して、過剰な量を予め排水路線上流で抜き、その後に必要な用排水を分配し、最下流では機械力(ポンプ)によって長良川へ排水することが、このプランの骨子である。進行の半ばに長良川から引水する用水幹線を改良して、このシステムは完成へ向かうが、この鍵を握る用水幹線(主として(5)と(7))の改良案は、当初は明らかになっていなかった。1925年の方針転換によって新たなシステムを構想した時点で、その後の概略的なプランは描かれ、これに従って、状況に応じて国庫補助を勝ち取りながら、悪水が湛水する被害に対する抜本的な改良を加えた上で、適切な用水の導水を図る柔軟かつ合理的な姿勢が、これらの事業進行から伺える。

5. 支派川改修事業の国庫補助獲得への体制

前述の支派川改修事業に対する国庫補助が得られるまでの間、輪中間及び上流下流間の対立を越えて、連合組織を形成し、積極的に運動した地主層の姿が継続してある。渦中にいた一人である石樽敬一が凡そ半世紀後に次のように振り返っている⁴⁷⁾。

表-3 岐阜市・稲葉郡における近代の土地改良事業一覧

着工	竣工	事業名	目的	概要	事業費総額	国庫補助	県補助	地元負担	
(1)	1926	1931	境川排水改良事業（第一期）	排水改良	放水路開削	1,100,000	(農) 400,000 (内) 200,000	250,000	250,000
(2)	1928	1933	境川排水改良事業第二期事業	排水改良	排水機新設・排水路新設改良・樋門	1,180,000	(農) 590,000	177,000	413,000
(3)	1931	1933	忠節用水路附替工事 内務省木曾川上流改修附帯工事	用水改良	用水路新設・改良・樋門	251,500	内務省による	—	—
(4)	1932	1933	境川改修事業 附大江川旧堤外改修事業	支派川改良	水路改良・流路短縮	567,000	(内) 283,500	155,925	127,575
(5)	1932	1934	農林省補助 忠節用水改良事業	用水改良	用水新設・改良	135,000	(農) 67,500	20,250	47,250
(6)	1933	1934	荒田川改修工事	支派川改良	水路改良	82,000	(内) 41,000	29,038	11,962
(7)	1935	1937	稲葉郡正坊寺用水改良事業	用水改良	用水路新設・改良	160,000	(農) 80,000	24,000	56,000

(1), (2), (5), (7)は、丹羽道胤『岐阜縣耕地事業沿革史』岐阜縣耕地協会, 1937 による。
 (3), (6)は大野勇『荒田川閘門普通水利組合誌』荒田川閘門普通水利組合, 1938 による。(6)は予算額。
 (4)は予算額。大野勇『岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概要』岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合, 1933, 森義一『岐阜縣治水史』岐阜縣, 1953 による。
 (7)の詳細は、大野勇『正坊寺用水及附帯大野用水改良事業誌』岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合, 1938 による。
 (農), (内) はそれぞれ農林省, 内務省による国庫補助

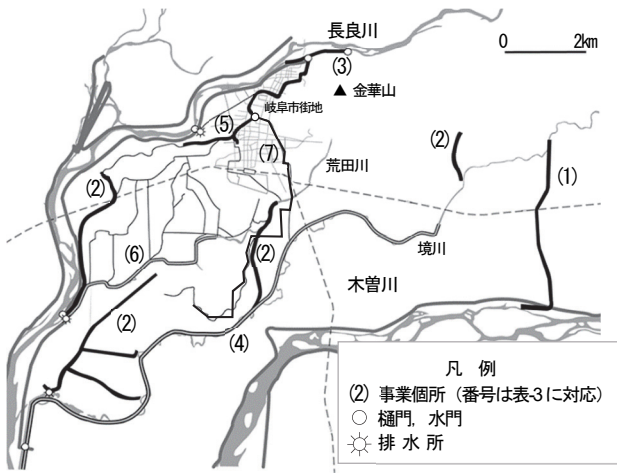


図-3 一連の土地改良の分布と進行

一番私が困ったのは大正末のことでしたが、内務省と農林省と手を握らせることでした。私達百姓にとっては、米をとるには大川の改修や悪水排水の小河川の改良を総合的に同時にやってもらいたい、喧嘩せんで縄張り決めて…。排水河川でも大きいや樋門などは内務省に思っとる。市瀬さん（筆者注：当時内務省の技監）や、前川さんの所へ行くと「そう手前うまい具合にいくか、張場渡せるか」といういい方、農林省へ行くと農林省で「そんな川なんか内務省の仕事じゃない」といいだして、まあ手を握らせることに一番苦労しました。うまく手を握ってもらえましたが、これは岐阜県の全体の念願でしたな。（中略）私の方の大きな事業は、どこから、どこまでは内務省の仕事、どこから、どこまでは農林省の仕事というように手分けしてもらいまして、うまくススッと行き出したわけです。それまでは、何だかんだと先輩にしかられて、私は小使役で、あっちへ行け、こっちへ行けと使い走りでした。上京するたびに前川さんの所、本郷の播磨町で寝とりまして…。「こいつは手前ではあかんで貴族院使え、こいつは手前ではあかんで衆議院使わなあかん」と指示を受け、（中略）代議士だった武藤嘉門といろんなことを陳情というよりは伝令役かな、同じようにあっちこっち飛び廻ったものです。

石博によって語られるのは、前川技師に指示を仰ぎ、貴族院議員、衆議院議員などの間を往来しながら「手を握らせる」ため奮闘した点である。同様の動きとして、

例えば長良治水会の記録には、1927年8月17日に前川技師・都々木技師（内務省）と加納町の事務所に外向している農林省技術官一行、そして県の土木・耕地両課の幹部を集め、第二期計画について「納涼台」（当時の長良河畔の観光名所）で終日「打合」をした⁴⁸⁾とあるのは、懇親を深める努力と考えられる。組合を構成する地主層にとっては、利水のための小河川をどの管轄が整備しようと拘りはなく、木曾川上流改修を担う内務省と用排水幹線改良を担う農林省が協調することが最重要であった。

一方、県及び国の河川担当にとっては、支派川改修に対する国庫補助予算が成立したことは、画期的なことであった。吉良技師は、1929（昭和4）年3月に広島県へ転任するが、中小河川改良事業費の国庫補助が制度化した翌年の1933（昭和8）年の『水利と土木』への寄稿に「昭和三年五月に至り岐阜縣下木曾川上流支派川（中略）に對する半額國庫補助の豫算が、幾多の苦難を経て始めて内務省の手に依つて成立を見たときは、今日の所謂中小河川改良補助の前提をなすものとして實に溜飲三斗、欣喜雀躍の思をしたものであつた」と記し、岐阜で担当していた当事者として、国庫補助の成立した経緯を振り返っている。その背景には、1921年の第二次臨時治水調査会の議決事項が中小河川に何ら触れることなく「地方土木家を痛く失望せしめ擧げて道路専門に走らしめ」る中、農商務省から用排水幹線改良事業の名のもとに半額国庫補助の道が開かれ、年々改良実績を上げており、「土木家にして河川を論ずるものなく、農林家にして之を論ぜざるものなき觀があつた」という状況があつたことが説明されている⁴⁹⁾。

中小河川改修事業の国庫補助が制度化したこの頃、『水利と土木』では同様に感慨を持って来し方を振り返る記事が複数みられる。土木局河川課長の岡田文秀は、中小河川改良計画の抑々のはじまりは木曾川上流支派川に対する国庫補助が成立したことだと断定し⁵⁰⁾、岐阜県土木課長の伊藤巖はその成立の過程において、内務省土木局と内務省名古屋土木出張所による県への全面的な協

力体制があったことを「全く吾子の如く面倒を見られた。時期迫った書類の調製や設計の作製等で當然縣に於て為すべきもの迄も内務省の手で出来上ったものも少なくない程」と記している⁵¹⁾。内務省のリーダーシップのもとに県の技術集団が動いている様が把握できる。

同補助が初めて成立した1928年5月には、農林省所管の「用排水幹線改良事業助成事務」と内務省所管の「河川に関する事項」との間の「権限整備」に関して、「用排水幹線の改良事業助成事務は農林省所管とするも河川に重大なる影響あるものに付ては内務省に合議するもの」と閣議決定があり、すぐに合議すべき場合の具体的基準が協議された⁵²⁾。その結果、用排水路として重視されていた河川でも、河川そのものの改修は農林省の所管から外れて内務省が全て把握することとなり、水害防御を含みつつ、より広い流域の視点をもって、整備する体制へと制度がシフトした。そうした水系統御の実地的実践として、木曾川上流支派川改修事業は柔軟に実施された。

6. 結論

以下のことが明らかになった。結果として、木曾川上流改修工事と関連して実施された支派川改修工事は、河川技術者待望の内務省による国庫補助の事業となった。ただし用排水の系統を整理して一連の計画づくりを実施したのは用排水幹線改良事業と関連した農商務省の技師と県・組合の技術者集団であった。一方で、内務省土木局や名古屋土木出張所が県の技術者と手を組んで、治水面からのアプローチができるように、すなわち内務省と農林省との間の権限整備に至る支派川の改修を統括できる立場を獲得するために、努力と協力を継続的に行っていたことが明らかになった。その両者が協調的に事業を進められるよう、石樽や大野のような地元の地主層はあらゆる場面で活発に立ち回っていた。

現場では、いかにしてこの転換を可能にしたか。岐阜県技師吉良巖によって計画された用排水幹線を抜本的に再建するプランは否定されたが、この提示の方法は、全域が協力すれば乗り越えられる可能性を各関係する立場にイメージさせた点で優れていたといえる。それが契機となり、部分的かつ利己的な改修が相対立する状況よりも統合への具体的な動きが進み、その延長で無理のない工事により系統を形成する方針へシフトした。この過程には、土地改良を効率的に進めて食糧問題を解決したい農林省の技術者や、水収支を把握して包括的に治水計画をしたい内務省の技術者が、その実現のために地元の技術者や地主層と一団となって働く姿がある。この建設計画の前後では、地主層の立場において、前川技師に「因襲に囚われずに隔たりを越えよ」と呼びかけられても脱

し難かった状況から、上流及び下流が連合して全域にある程度の責任を持つ姿勢へ転換している。輪中間の確執に囚われていた集団が、結局内務農林両省の調整をするに至るのである。

ただし、事業実施の後半にその存在が明らかになる忠節用水改良事業や正法寺用水改良事業は、今回の視点だけでは説明できない。岐阜市街地形成の視点から、この計画を巡って上下流における新たな関係を築くことになるが、この点についての説明は別稿で明らかにしたい。

謝辞：本研究の構想段階で資料収集・議論に協力頂いた長谷川真徳氏に謝意を表す。また本研究は JSPS 科研費（課題番号 15K06250）の助成を受けたものである。

注

- [1] 支派川改修事業の実施以前は、災害復旧事業として、木曾川のような国の直轄河川に対する国庫の補助を受けて堤防を修築する場合はあっても、日常において耕地に悪水が湛水する問題に悩まされながら、悪水を排除するための支派川の改修は、組合を中心とする民費と県の補助で整備することになってきたため、容易に着手できずにいた。一方で、1899年に耕地整理法が成立して以降、耕地の利用増進のための整理が全国で進められるが、耕地整理だけでなく灌漑・排水の整備を含む土地改良を含めて組合で進めるように法の改正が進み、本論で示すように日露戦争後の食糧問題に取り組む国が、支派川も扱う土地改良へ補助を出すようになる。すなわち、土木局の支派川改修事業が実を結ぶまでの過程における多方面からの試行錯誤があり、時間をかけて広域を視野に入れた制度が可能になる様が、本論で描かれる事象である。参考文献：4), 7), 14)。

参考文献

- 1) 玉城哲, 旗手勲, 今村奈良臣 編: 水利の社会構造, 国際連合大学, 1984.
- 2) 安井雅彦: 中小河川改修への補助制度成立と愛知県の事例, 土木学会論文集 D2 (土木史), Vol.70, No.1, pp. 66-82, 2014.
- 3) 東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所: 木曾川水系農業水利誌, 社団法人農業土木学会, 1980.
- 4) 服部敬: 近代地方政治と水利土木, 思文閣出版, 1995.
- 5) 農林省: 大正以降土木史, 国立国会図書館蔵, 1941 頃.
- 6) 『農林水産省百年史』編纂委員会: 農林水産省百年史中巻, 農林統計協会, 1980.
- 7) 東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所: 木曾川水系農業水利誌, 社団法人農業土木学会, 1980.
- 8) 内務省名古屋土木出張所: 木曾川上流改修工事概況, 1933.
- 9) 大霞会: 内務省史第3巻, 原書房, 1980.
- 10) 大霞会: 内務省史第3巻, 原書房, p.40, 1980.
- 11) 大野勇: 岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況, 岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合, 1933.
- 12) 大野勇: 履歴書, 直筆にて北方町図書館所蔵, 1938.
- 13) 岐阜縣: 岐阜縣治水史下巻, 岐阜文藝社印刷所, 1953.
- 14) 岐阜縣内務部: 岐阜縣用排水改良事業要覧, 1934.
- 15) 森義一: 岐阜縣耕地事業沿革史, 岐阜県耕地協會,

- 1937.
- 16) 服部敬：近代地方政治と水利土木，思文閣出版，1995.
- 17) 加納輪中水害豫防組合：加納輪中水害豫防組合規定，1927.
- 18) 大江川普通水利組合：大江川普通水利組合規定，1927.
- 19) 大野勇：荒田川閘門普通水利組合誌，1938.
- 20) 大野勇：水防要覧，加納輪中水害豫防組合，1930.
- 21) 岐阜県稲葉郡役所：岐阜県稲葉郡統計要覧，1938.
- 22) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.3-9, 1933.
- 23) 加納輪中水害豫防組合：加納輪中水害豫防組合規定，p.1, 1927.
- 24) 東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所：木曾川水系農業水利誌，社団法人農業土木学会，pp.137-148, 1980.
- 25) 大霞会：内務省史第3巻，原書房，pp.24-31, 1980.
- 26) 東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所：木曾川水系農業水利誌，社団法人農業土木学会，p.148, 1980.
- 27) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.10, 1933.
- 28) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.10, 1933.
- 29) 岐阜県内務部土木課：土木概要，1932.
- 30) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況 附図，1933.
- 31) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，p.513, 1933.
- 32) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.13-14, 1933.
- 33) 丹羽道胤：岐阜縣耕地事業沿革誌，岐阜縣耕地協會，pp.665-688, 1937.
- 34) 稲葉郡治水會第一回事業報告（大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.22-30, 1933）.
- 35) 長良治水會第二回事業報告（大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.31-35, 1933）.
- 36) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.67-95, 1933.
- 37) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.29-30, 1933.
- 38) 岐阜県内務部土木課：土木概要，p.139, 1932.
- 39) 大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.280-282, 1933.
- 40) 長良治水會第二回事業報告（大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.31-35, 1933）.
- 41) 大阪朝日新聞東海版，1925.11.12.
- 42) 岐阜県内務部土木課：土木概要，p.139, 1932.
- 43) 長良治水會第二回事業報告（大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.30-35, 1933）.
- 44) 岐阜県内務部土木課：土木概要，pp.139-141, 1932.
- 45) 木曾三川の治水史を語る（建設省中部地方整備局木曾川上流工事事務所，昭和プリント，p.99, 1969）及び土木概要（岐阜県内務部土木課，pp.139-153, 1932）.
- 46) 岐阜縣耕地事業沿革誌（丹羽道胤，岐阜県耕地協會，1937）を基に筆者作成.
- 47) 木曾川上流工事事務所：木曾三川の治水史を語る，pp.50-54, 1969.
- 48) 長良治水會第二回事業報告（大野勇：岐阜市稲葉郡用排水組合と其関係事業概況，岐阜市稲葉郡用排水普通水利組合，pp.33, 1933）.
- 49) 吉良巖：中小河川改良計畫の確立と地方土木技術家の責任，水利と土木，第6巻1號，pp.103-106, 1933.1.
- 50) 岡田文秀：中小河川改良計畫の由来，水利と土木，内務省土木局，第5巻6號，p.3, 1932.6.
- 51) 伊藤巖：中小河川改良計畫の確立を悦ぶ，水利と土木，内務省土木局，第5巻7號，p.16, 1932.7.
- 52) 内務省土木局：水利と土木，p.163, 1928.7.

(2017. 4. 21 受付)

THE REPAIR WORK AT THE BRANCHES OF KISOGAWA RIVER AND THE LAND IMPROVEMENT— THE PROCESS OF BUILDING COOPERATION TO ACQUIRE THE MODERN WATER-SYSTEM —

Yoshifumi DEMURA

The repair work at the branches of Kisogawa river started around 1920's was not only the origin of the repair work of small and medium-sized rivers which was an epoch making policy among river management history, but a typical example of the modernization in farm irrigation. In this process, the irrigation system took off the pre-modern limited scope and conventionalism rooted in traditional polder system, and was developed into a comprehensive wide-area irrigation system. The first opportunity was that an engineer of Gifu prefecture made a plan which was so inconsequent that it might have been imaginary. However, it helped to expand people's imagination and the planning movement shifted to develop a broad new system which should be made of existing management organizations with reasonable minor changes. The planning process changed the leaders of landed class to have a positive attitude with responsibility for upper and lower reaches' profits, while they had kept a great difficulty to break their social conventions in former times. This study focuses on this event to clarify how people made possible to form a united association and come to grips with construction of the modern irrigation system by grasping those who took part in the process and their activities using left old documents.